

令和 8年6月19日
名古屋木材健康保険組合

事業主様
事務担当者様

7月の「もっけん」たより

◎ 算定基礎届について

算定基礎届の提出対象者は、7月1日現在在職中の全ての被保険者です。ただし、以下の(1)～(3)のいずれかに該当する方につきましては、提出不要です。

- (1) 6月1日以降の資格取得者
- (2) 7月改定の月額変更届対象者
- (3) 8月または9月随時改定の月額変更届対象者

なお、詳細につきましては、同封の「定時決定（算定基礎届）について」及び冊子「社会保険の事務手続」をご参照ください。

◎ 賞与支払届（今月同封）の提出をお忘れなく！

被保険者に年3回までボーナス（賞与）を支払ったときは、支給日から5日以内にその都度賞与支払届（賞与支払届総括表は廃止）の提出が必要となります。なお、賞与支払予定月にいずれの被保険者にも賞与を支給しなかった場合は、賞与不支給報告書（ホームページからダウンロードできます）をご提出ください。

※以前に『賞与支払予定月なし』と届出された事業所様につきましては、提出不要です。

◎ 接骨院、整骨院等の受診について

「療養費の支給」の対象となる負傷は、急性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫の4種類のみです。単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こりや筋肉疲労、脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善のみられない長期の施術は対象となりません。なお、不適切な支給申請の疑いがあると判断した場合には、地方厚生（支）局医療主管課に情報提供を行います。療養費の適正化にご協力をお願いします。

※骨折及び脱臼により接骨院等で治療を受ける場合は、応急手当をする場合を除き、予め医師の同意を得ることが必要です。